

横浜市立ろう特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法…平成25年法律第71号 第一章総則 定義 第二条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

- 学校風土作り、授業改善、適切な人間関係の確立、自己肯定感の醸成
- 早期発見、早期対応（いじめを見逃さないための体制強化、教職員の資質向上）
- 適切な対処および処置（生徒・保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化）

(4) 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

- いじめはどの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるので、特定の子どものだけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組むべきである。
- いじめのない社会実現に向け、学校・保護者・地域社会はそれぞれの役割を自覚し活動するとともに、子ども自身もいじめを許さない子ども社会の実現に努めることを目的とする。

2. 組織の設置および組織的な取組

(1) 委員会の設置

● 学校いじめ防止対策委員会

学校いじめ防止対策委員会を常設し、月1回以上、定期的を開催する。

いじめの疑いがある段階で直ちに学校いじめ防止対策委員会を開催する。

(2) 委員会の構成

● 校長・副校長・学部主事・当該学年担任・安心安全係長（児童生徒指導専任）

特別支援教育コーディネーター・養護教諭（スクールカウンセラー）とする。

必要に応じて、心理や福祉の専門家の参加を求める。

● 校長は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

● いじめの未然防止、早期発見、事案対処、取組の検証

<いじめ防止のための日常の役割分担>

※ 安全・安心系の役割

各学部の児童生徒に関する情報交換および共有

※ 人権・交流・情報保障委員会の役割

「生活アンケート」の実施、教職員対象の人権研修会の実施

3. いじめの未然防止および早期発見のための取組および取組の検証

(1) いじめの未然防止や早期発見への取組

- 生徒が信頼し、相談しやすい教員であるべく人間関係づくりを促進する。
- インターネットを通じたいじめへの対処および情報モラル教育の推進。
- プライバシーが守られ、安心して相談できる場を整える。
- 特別支援教育コーディネーター、児童生徒指導専任、スクールカウンセラーを効果的に活用する。

(2) いじめの未然防止や早期発見のための手段や機能の充実

- 既存の定期教育相談や個別面談、振り返りアンケートや生活アンケート等を有効に活用する。
- いじめに関する相談や情報提供がなされたとき、あるいは、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。

(3) いじめに対する措置

- いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録。
- 被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援を行う。
- 保護者の協力、警察等関連機関との連携。

(3) いじめの解消

- いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめの行為が少なくとも3か月止んでいる。
 - ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない。

(4) 取組の検証

- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- 学校いじめ防止基本方針の点検、見直し

(5) いじめ防止のための研修

- 人権・交流・情報保障委員会と連携を図り、必要に応じていじめ防止や対策等に関する職員研修を実施する。

(6) いじめ防止のための懇談会等、保護者・地域関係者および関係諸機関の活用

- 職員会議等の中で、各学部の幼児児童生徒の実態等を把握するための情報交換を行う。
- 学校の内外を問わず、いじめに関する相談や通報を受けたとき、あるいは在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、その事実を学校設置者である横浜市教育委員会に速やかに報告するものとする。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄の警察署と連携してこれに対処するものとし、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに同警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

【法第28条 第1項 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」】

- 児童生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

【法第28条 第1項 第2号の「相当の期間」】

- 国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、状況や状態等個々のケースを十分把握する必要がある。
- 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査する。

(2) 重大事態の報告

- 学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告、教育委員会は市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- 法28条の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止に資するために行う。調査主体は、教育委員会または学校が担う。

(4) 調査を行うための組織

- 教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。
- 教育委員会が調査を行う際には、いじめ問題専門委員会を招集し、これが調査にあたる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

(6) 調査結果の提供および報告

- いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供を行う。
- 調査結果の報告を行う。

5. その他

必要があると認められるときは速やかに本基本方針を見直し、現状に即したものとする。

本校基本方針の策定日は平成26年3月1日とする。

改訂 平成28年 3月31日

平成29年 5月7日

平成29年10月31日

平成30年 2月14日